

自転車の交通安全教育 ガイドライン

**令和7年12月
自転車の交通安全教育の充実化に向けた
官民連携協議会**

自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会

このガイドラインは「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」において策定しました。

本協議会は、従来の自転車の交通安全教育を抜本的に見直すとともに、交通安全教育に関する研究成果や科学技術の進展を踏まえた手法を取り入れ、自転車の交通安全教育の充実・深化を図ることにより、自転車の交通秩序を整序化し、もって安全・安心で快適な交通社会の実現に寄与することを目的としています。関係省庁や地方公共団体のほか、自転車の販売事業者や振興団体、交通安全教育を実施している民間事業者等を構成員として、令和6年7月に第1回の協議会を開催し、ガイドラインについて検討してきました。

このガイドラインは、本協議会に参画する関係機関等の自転車の交通安全教育に関する知見や経験を取り入れたものであり、このガイドラインが自転車の交通安全教育に関わる方々に活用され、自転車の安全・安心な利用が一層進むことを期待しています。

本協議会は、引き続き、官民連携と自転車の交通安全教育についての情報共有の拠点として活動することとしています。

【構成員一覧】（令和7年12月現在）

- (一財) 全日本交通安全協会
 - (一財) 自転車産業振興協会
 - (一財) 日本交通安全教育普及協会
 - (一社) 自転車協会
 - (一財) 日本自転車普及協会
 - 日本自転車軽自動車商協同組合連合会
 - (一社) 市民自転車学校プロジェクト
 - 自転車利用環境向上会議全国委員会
 - 特定非営利活動法人自転車活用推進研究会
 - (一社) 日本シェアサイクル協会
 - (公財) 日本交通管理技術協会
 - ブリヂストンサイクル株式会社
 - ヤマハ発動機販売株式会社
 - パナソニックサイクルテック株式会社
 - 株式会社あさひ
 - ライトウェイプロダクツジャパン株式会社
 - 全国学校安全教育研究会
 - 全国連合小学校長会
 - 全日本中学校長会
 - 全国高等学校校長協会
 - 株式会社Gakken
 - (一財) トヨタ・モビリティ基金
 - 京都市
 - 金沢市
 - 全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）
 - (一社) 全日本指定自動車教習所協会連合会
 - (一社) 日本自動車連盟（JAF）
 - 内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（交通安全対策担当）
 - 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
 - 国土交通省道路局参事官（自転車活用推進）
 - 科学警察研究所交通科学部
 - 警視庁交通部交通総務課
- 【事務局】**
- 警察庁交通局交通企画課

目 次

1 はじめに（自転車を取り巻く情勢）	1
2 ガイドラインのポイント	3
(1) ガイドラインの目的	3
(2) ガイドラインの構成	3
(3) ライフステージごとの交通安全教育の目標	4
(4) ライフステージごとの教育内容	7
(5) 教育主体別の教育内容・教育方法例	8
3 ガイドラインの活用方法	10
4 ライフステージごとの目標と教育内容	14
(1) 未就学児	14
(2) 小学生（1～3年生）	20
(3) 小学生（4～6年生）	27
(4) 中学生	37
(5) 高校生	46
(6) 成人	54
(7) 高齢者	64
5 各教育主体の教育内容と教育方法の例	70
(1) 販売事業者	70
(2) レンタサイクル・シェアサイクル事業者	74
(3) 保護者・家族	76
(4) 学校等	80
(5) 雇用主事業者	90
(6) 自治体	92
(7) 交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体	95
(8) 警察の取組事例	101
6 基本的な自転車の交通ルール	105
7 教材紹介	122
8 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度	123
付録1	124
付録2	126